

連絡先：医療保健部食品安全課
担当者：食品衛生班 榎谷、向井、山崎
電話：059-224-2343

食中毒警報発令（第2号）

食中毒警報発令基準（1）に達したことから、本日11時に食中毒警報（第2号）を発令します。

1 発令日時
令和6年7月22日（月） 午前11時

2 発令該当基準
気象状況は食中毒警報発令基準（1）に該当します。

気象状況（津：津地方気象台調べ）

7月22日	午前9時現在の気温	33.2℃	湿度	64%
	予想最高気温	36℃		
	最低気温	29.3℃		

3 伝達先
医療保健部（医療保健総務課、長寿介護課）、子ども・福祉部（障がい福祉課、子どもの育ち支援課、児童相談支援課、家庭福祉・施設整備課）、環境生活部（私学課）、農林水産部（農産物安全・流通課）、教育委員会事務局（保健体育課）
各保健所、各市町
（一社）三重県食品衛生協会、（公財）三重県生活衛生営業指導センター、
（一社）三重県調理師連合会

4 食中毒警報発令基準

- （1）気温30℃以上が10時間以上継続することが予想される場合
- （2）気温25℃以上で相対湿度90%以上が10時間以上継続することが予想される場合
- （3）24時間以内に急激に気温が上昇し、その差が10℃を超えることが予想される場合
- （4）その他、食中毒及び感染症の発生状況等を勘案し、特に必要があると認める場合

5 警報の有効期間

警報発令後48時間とします。

（参考）

警報発令状況 本年 2回（7月3日、7月22日）

前年 3回（7月3日、7月18日、8月28日）

三重県内食中毒発生状況 本年現在 3件（4月以降1件） 患者数 108人

（四日市市分を含む） 前年同期 2件（4月以降1件） 患者数 193人

前年中 8件（4月以降7件） 患者数 332人

四日市市、岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市と同時発令します。